

大田市告示第 8 4 号

島根就職支援事業における大田市学生就職支援金交付要綱（令和 6 年大田市告示第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

大田市長 楯 野 弘 和

第 1 条中「本市に移住する見込みの者」を「本市に移住する者」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（交付金額）

第 2 条 学生就職支援金の交付金額は、市内への移動に係る移転費（1 回分に限る。）の最低額が証明できる場合は実費、最低額が証明できない場合は 1 0 8, 0 0 0 円とする。

第 3 条第 1 号ア（ア）ただし書を削り、同号イ（ア）ただし書を削り、同号イ（ウ）ただし書を削り、同号イ（エ）中「5 年」を「1 年」に改め、同号イ（エ）ただし書を削る。

第 3 条第 2 号ア（ア）中「勤務地」を「原則、勤務地」に改め、同号ア（オ）を削り、同号イを次のように改める。

イ 就業条件等に関する要件

（ア） 原則、週 2 0 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること。

（イ） 移住先地域を中心とした勤務を基本とし東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

第 4 条第 3 号中「交通費の領収書、」を削り、同条中第 5 号ただし書を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、

第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが
確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

第9条中「又は半額」を削り、同条第1号中イ及びウを削り、エをイとし、同号オ中「申請日、」を削り、「3年未満」を「1年以内」に改め、同号オを同号ウとし、同条第2号を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

大田市長 様

申請年月日 年 月 日

学生就職支援金交付申請書

島根就職支援事業における大田市学生就職支援金交付要綱第4条の規定に基づき、学生就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 大田市に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※3}

「学生就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「学生就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、大田市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、学生就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（大田市使用欄）

学生就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1. 本申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
2. 就職支援金に関する報告及び立入調査について、島根県及び大田市から求められた場合には、それに応じます。
3. 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
4. 以下の場合には、島根就職支援事業における大田市学生就職支援金交付要綱第9条の規定に基づき就職支援金の全額を返還します。
 - (ア) 学生就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (イ) 学生就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (ウ) 転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内に大田市から転出した場合（ただし、転勤等の事由により大田市から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く）

学生就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

1. 学生就職支援金交付事業の実施に際して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の規程等の規定に基づき、適切に管理するとともに、本事業の実施にのみ利用します。
2. ただし、当該個人情報について、国への実施状況報告、他都道府県で実施する学生就職支援金交付事業を含めた本事業の円滑な実施等のため、国、県（他の都道府県含む）、他市町村に提供し、又は確認する場合があります。
また、申請者が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを確認するため、当該個人情報を警察等に提供し、照会します。
3. なお、提供された当該個人情報は、提供先において厳重かつ適切に管理され、本事業の目的以外に使用されることはありません。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

大田市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
該当する場合はチェックを付けてください。	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用である
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 島根県内の事業所に就業している
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

島根就職支援事業における大田市学生就職支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、島根県及び大田市の求めに応じて、同島根県及び大田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 3 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

大田市長

学生就職支援金交付決定通知書

島根就職支援事業における大田市学生就職支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、以下のとおり学生就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

学生就職支援金 _____ 円

〔備考〕

- 1 大田市は、島根就職支援事業における大田市学生就職支援金交付要綱第 9 条の規定に基づき、以下の場合には、学生就職支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ・就業日から 1 年以内に学生就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
(ただし、退職日から 3 か月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - ・転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 1 年以内にて大田市から転出した場合 (ただし、転勤等の事由により大田市から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く)
- 2 大田市と島根県は、島根就職支援事業における大田市学生就職支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。
報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。